



交通権学会ニューズレター トランスポート 21

第 18 号 2003 年 12 月 25 日



— お願い —

- ① 名簿用の会員情報返送のお願い：8月にお送りした「トランスポート 21 第 17 号」で名簿充実と情報管理の適正化のために「会員調査用紙」を同封いたしました。まだ約半分の方からご返事がありません。全員に「用紙」を同封しましたので、まだ返信のない方と変更のあった方はご連絡ください。このままご連絡のない場合は、現在の情報がそのまま名簿で公開されることになります。
- ② 会費納入のお願い：2003 年度分またはそれ以前の会費が未納になっている方が全会員の 4 分の 1 に達しています。未納の方には振込用紙を同封いたしましたので、納入をお願いいたします。（行き違いがありましたら申し訳ありません）。

I. 緑色交通セミナー参加報告

交通権学会では、韓国の緑色交通運動と提携し、隔年に会員を派遣して研究交流を行っているが、2003 年は日本から韓国を訪問する年である。2003 年 9 月 16 日に韓国ソウル市の世宗文化会館にて、緑色交通の設立 10 周年シンポジウムが行われるのを機会に、土居靖範会員（交通権学会会長）、上岡直見会員（同事務局長）が訪問し、報告を行った。

当日は上岡会員が「自動車の社会的費用に関する研究」について報告した後、カン・マンオク氏（韓国環境政策評価研究院）「自動車燃料税制の環境税導入方策」、ソン・ウィヨン氏（ソウル市立大学教授）「交通施設特別会計など交通投資体系の改善方策」の報告があり、続いてコメント、討論が行われた。韓国政府環境部のコク・キュルホ次官（日本の環境副大臣に相当）をはじめ、韓国内の有力な研究機関の研究者も列席し、「緑色交通」の存在感を実感した。（なお、ソウルに留学中の藤田崇義会員には、通訳・調整など多大なサポートをいただき、円滑な交流ができましたことを感謝します。）（土居・上岡）

II. 部会開催の報告

- 北海道部会：2003 年 11 月 13 日、札幌学院大学：もともと北海道内の会員が少ないにもかかわらず 8 名の参加があり、2 件の報告の後、参加者から追加の報告がされるなど、充実した内容であった。報告内容 (1) 川村雅則会員「道内トラック運送業界における輸送秩序の実態と課題」；(2) 山本純会員「秋田内陸縦貫鉄道の現況と課題」。
- 関東部会：2003 年 12 月 7 日、青山メトロ会館：出席者 15 名。報告内容 (1) 曾田英夫会員「自動二輪車と原動機付自転車の交通事故について」、齊藤雄基会員による「コメント」と桜井徹会員による「各国の事故発生数データの紹介」；(2) 野沢広祐氏「自転車駐車場（駐輪場）事業の市場動向についての報告」、白井誠氏による「中国の自転車事情に関するコメント」。
- 中部関西西部会【予告】：2004 年 1 月 10 日（土）13 時～17 時 名城大学 天白キャンパス 名城大学タワー 1302 号室：名古屋市・地下鉄鶴舞線

「塩釜口（名城大学前）」下車徒歩 10 分
<http://www.meijo-u.ac.jp/access.html> 参照。報告内容 (1) 国土交通省中部運輸局 可児紀夫氏「地方自治体における交通政策と国の役割」；(2) 渡辺真一会員「北陸線・ローカル線の存続と公共交通をよくする富山の会の活動の現状と課題」；(3) そのほか若手研究者からの報告を検討中。問い合わせは 近藤会員（077-561-4691、kondok@ba.ritsume.ac.jp）まで。

III. 事務局より

○ 緑色交通事務局長ミン氏の講演内容を添付します：活発な活動を続ける「緑色交通」の事務局長ミン・マンギ氏が来日され、「日韓市民社会フォーラム 2003」（日韓市民社会フォーラム 2003 実行委員会（日本側）・アジア市民社会運動研究院（韓国側）主催）で「持続可能な発展と市民社会の役割」と題して報告をされました。市民運動の側面を併せ持つ当学会にとって、思想面で有益な示唆が含まれておりますので、主催者の了解を得て本ニューズレターにその内容を添付します。

○ 2004 年度研究大会統一論題の意見募集：2004 年度研究大会の統一論題のテーマについて、ご希望がありましたらお寄せください。また、そのテーマとした場合の報告推薦者（案）もお知らせ下さい。なお 2004 年度から、理事会での提案に従って、報告に討論者をつける方向で検討します。（自由論題はあまりにも分野が多岐にわたるので、統一論題から討論者をつけることを検討します）

○ 研究助成募集：2004 年度分の交通権学会研究助成の公募をいたします。公募要項と申込書を同封しましたので、対象となる方は奮ってご応募ください。

○ 新入会員：正会員として次の 6 名の方々が理事会で承認されました。池田昌博、伊藤尚博、川原敏次、宝田惇史、益田牧子、三浦辰哉。

VI. 文献紹介

- 土居靖範・近藤宏一・榎田基明（全員が本会会員）「LRT が京都を救う～京都の交通 今日と明日 パート 4」（株）つむぎ出版（075-252-1788、tsumugi-pub@nifty.com）、2004 年 1 月；内容は、カラー口絵 京都における LRT 路線の提案、1 LRT でまちを変えよう、2 LRT で変わる京都のまちとくらし、3 具体的な LRT 路線案、4 LRT 導入にあたってのコンセプト、5 LRT 導入時に検討する課題、Q&A 徹底説明！ LRT をめぐる 15 問 15 答。

トランスポート 21 第 18 号

発行日：2003 年 12 月 25 日 発行者：交通権学会事務局
 〒102-0083 千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2 階
 環境自治体会議環境政策研究所内
 電話：03-3263-9206 ファクシミリ：03-3263-9463
 e-mail：sustran-japan@nifty.ne.jp
 編集担当者：曾田英夫、藤井憲男、上岡直見。
 ホームページ：http://www009.upp.so-net.ne.jp/kotsuken-gakkai/

会員執筆書籍



「京都の交通 今日と明日」パート④

LRT が京都を救う

都大路まちづくり大作戦
土居靖範・近藤宏一・榎田基明 共著



前頁参照

新潮新書 *Passivity is the soul of wit, and confidence the limbs and outward flourishes.*

宇都宮浄人
UTSUNOMIYA Kiyohito

路面電車 ルネッサンス

進化した「ちんちん電車」が街まで変える!

世界中で続々復活!

岡山市で走るMOMO

新潮新書 新刊

新潮社
定価:本体680円(税別)

宇都宮浄人会員

2003年9月 新潮新書 No.034, 680円

持続可能な
交通へ

シナリオ・政策・運動

上岡直見 著

クルマ社会の批判だけでは、
解決にならない。
解決 どうすればいい?

緑風出版

上岡直見会員

2003年6月 緑風出版 No.034, 2,400円

1. 我々共同の未来

我々の暮らしの基盤である地球環境は徐々に破壊されている。生産と消費の形態、ライフスタイルの問題が資源の浪費や枯渇、そして持続的な環境及び生態系の破壊をもたらしている。人口の急激な増加は地球の生態的システムや社会的システムに過剰な負担をかけており、資源と開発の利益が公平に配分されていないことから、貧富の差が拡大再生産される。

環境と生態系の危機のみならず、そのほかの様々な問題や危機が表れている。環境の破壊が深刻であると同時に、基礎的ニーズ (needs) すら欠けた貧困の差を生み出す低開発と開発の不均衡問題も深刻であり、これはまた環境問題のもうひとつの原因となる。国家間及び国家内の不均衡、飢餓と貧困、日常的に起きる暴力と戦争、そして環境と生態系の持続的な破壊などが、現在我々が直面している問題である。

そして、このような拡大再生産されるすべての問題が他ならぬ有限な地球上で繰り返されている。時間と空間の制約の中で地球の物理的限界と人類社会の精神的限界は明らかである。我々皆の巣であり、唯一な暮らしの基盤である地球環境の破壊という問題は誰もが抛ってられない問題であろう。地球環境の危機と未来は我々共同の未来であり、危機である点から見ると、人類は暮らしと文化の多様性にもかかわらず共同の運命を持った共同体に違いない。結局、問題の解決方向は環境と開発の統合、そして協力を通して模索しなければならない。環境破壊をもたらしている無分別な開発を防がなければならないが、同時に基礎需要の達成と生活水準の向上のための適正な開発をもまた推進していくべきである。ある特定の国や団体の努力だけでは達成できない地球共同体、我々共同のより安全で、かつ発展的な未来の実現は社会を構成しているすべての集団と国際社会の協力を必要とする。

1987年世界環境開発委員会(WCED)の報告書、「我々共同の未来」(Common Future, ブルントラント報告書とも呼ばれている)はこのような問題意識の受け入れや環境と開発の統合を成し遂げる方向から「持続可能な開発」という概念を提示した。それによると、「持続可能な開発」とは、「未来の世代が彼らのニーズを満たすための要因を阻害しないようにしながら、現世代のニーズを満たす開発」である。「持ちこたえられる開発」とも理解されるこの概念は文字通り環境が持ちこたえられる範囲内に開発の範囲を制限するということであり、環境が持ちこたえられる範囲の基準が持続性であるという。人間が必要とする福祉は経済発展を通して達成できるということは認めるが、これはあくまでに自然資源に頼

るしかなく、有限な自然資源は未来世代の福祉を配慮する世代間の衡平と、共同の福祉を追求する社会的衡平を確保できる時こそ持続的に実現できるという認識である。

また、この概念は環境保全の必要性にもかかわらず、生存の基本的ニーズが欠けている人々はその条件を超える改善された、生活の質に対する正当な願望を持つと認めている。持続可能な開発であっても、このような基本的ニーズさえ満たされていないところでは経済成長を必要とするという。これは高度の生産活動と貧困が共存し、貧富の差が解消されていない条件では環境も脅威を受ける対象となる可能性が明白で、社会の成長の潜在力を増加していくためには皆に衡平に付する機会を保障することを要求している意味として捉えられる。

しかし、人類が追求する発展の主な目標が経済成長を含めまで人間のニーズと願望を実現させるという側面は環境主義者らの不満を生んでおり、一般的にも持続可能な発展の概念をさらに具体化する必要があるという指摘を受けた。このような指摘のほとんどは、自然資源及び環境の有限性にもかかわらず、人間のニーズと欲求が拡大される状況に対する警戒の不十分さ、環境と衡平を考慮する問題に限らず、開発と成長そのものを考慮する必要性に対しての見逃し、技術発展に対する依存度の増加や万能主義、そして環境と衡平性問題に対しての人間中心的視点の持つ偏った思考の限界と関連している。最近の社会的・環境的定義についての議論では、単に人間に限らず、すべての生物と無生物に至る定義と衡平性を持ち出しており、自然世界の有限性と、その本性に対しての尊重があつてこそ、真の意味の環境と開発の統合を成し遂げることができるという認識が広まっている。このような曖昧な点もありながら、「持続可能な発展」に対する最低限の共通分母が設けられており、時に実践的な側面において示唆する意味も段々と大きくなっている。環境価値を重視し、経済価値を含めた他の利益とも調和できるようにして、現世代だけでなく、未来世代の暮らしの質までも保証するための地球が生存できるようにし、また、そのために今日、我々が取るべき行動の方向を示している側面である。このような実践的意味こそ、持続可能な発展という概念に多くの関心と変化を促している理由である。

このような「持続可能な発展」を具体化させる大きな契機となったのが 1992 年のリオ・サミットであった。リオ宣言とサミットが採択したアジェンダ 21 は、持続可能な発展のためにもっとも重要で、先決要件として指摘されている環境問題と経済問題の統合の重要性を強調し、持続可能な発展の基本方向を示す一方で、その実現に向けた社会内各グループ及び国際協力の方針を示した。

これにより、人類は共同の未来と持続可能な発展に向けた政府・企業・民間市民団体を含めた九つの主要グループの自発的な役割の拡大とパートナーシップ、協力策をより具体的に模索できる契機を設けたのである。

II. 市民社会と市民環境団体の状況

一 韓国を中心に

1990年代、韓国社会において市民運動が拡散、浮上するにつれて、国、市場、市民社会3主体の役割と機能を中心に、統合と発展に働く社会運営原理を説明する解釈が目立つようになった。

市民社会は市場の状況と市民の要求を反映して、公論を形成し、制度化された公権力の国はこれを政策化、制度化して施行していくことによって、市場が自由に、制度化されたルールと市民社会の目に見えない牽制により公正性を確保するというシステムであった。これは、ただ、階級論的社会分析とか、社会発展理論とは異なるだけでなく、生産様式の変化にもかかわらず、文明の始まりとともに、国と市民、そして、市場が出現した古代から続けられてきた社会運営原理であるという主張であった。

問題は、市民社会の役割と機能である。公権力を持つ国や、財貨の生産・販売・消費が成り立つ市場の役割と機能はいつでも実体的存在として認識できるものではあるが、市民社会の役割と機能は目に見えないものである。公論を形成して、目に見えない牽制により国と市場に働きをかけることで社会運営の3主体のひとつとして位置づけられるという市民社会の役割と機能は、果たして希望とか幻像が醸し出したフィクションでなく、実体的根拠を持っているのかという問題である。

これについては、ここで述べている市民の定義は、歴史的・階級的概念のブルジョア階級よりは意識的概念が含まれたシチズン (citizen) に近いということを理解する必要がある。

フランス語のシツアエン (citoyen) を語源とするこの言葉は「改革性と積極的な参与意識、あるいは、政治意識を持つ積極的な個人たち」を意味する。市民社会の役割と機能がそもそも確定的なものではないことから、時と場所によって縮小されたり、拡大されたりしてきたのも事実であるが、健全で正常的な働きが持続される時は社会統合と社会発展に影響を与える機能が現れ、正常的な役割と機能が不可能な状態が続く時は社会変動の要因として働いてきたという説明も可能であろう。要するに、統合と発展に資する公論を作り上げる健全な市民社会の形成と運営はいつもの時代的議題であり、また、現在の実践的意味であるともいえる。

このような実践的議題を実現するための現在の市民運動については1970年代中盤以降、アメリカとヨーロッパから出た二つの観点を参考してよいだろう。アメリカから出たリソース理論 (resource mobilization theory) 的視点と、ヨーロッパの新社会運動論 (theory of new social movement) がそれであるが、共通点もありながら、明らかな差を見せるところもある。非階級運動、非労働運動といった後期資本主義の新たな社会運動を対象としているのが共通点で、その志向が相互補完的であるにもかかわらず、運動の方式と形態は互いに異なるのである。

リソース理論の社会運動は、外部の指導力と全日制で雇われた活動家、小規模や未だ存在しないメンバーシップ、非定型の良心的社会構成員の支援、集団ではなく、彼らを代弁す

る専門的社會運動組織であり、これは、集団内の固有の指導力、志願的活動家、直接的利益を受ける集団の支援と参加による活動の特徴としている古典的社會運動とは異なる。一方、新社會運動は、労働運動と旧社會運動の関心と対象領域である政治権力や市民権確保よりは、社会とその構成員が共有する価値とライフスタイルの変化に注目しており、文化領域としての側面が強く、健全な社会の形成と運営自体に関心を置いているといえる。

韓国の初期市民運動は、理論的には新社會運動論に対する関心が高まったにもかかわらず、実際には、代弁（advocacy）活動中心のリソース運動が一般的な傾向であった。

これに関しては、日帝による植民地時代とその以降の高度經濟成長期の権威的国家体制という歴史的、政治的経験から原因を見出すケースが多い。民意に反する権威的国家が社会全般に深く関与し、また、これに対する依存度が高まることによって、主体的かつ民主的で、積極的な参加と共同体意識を以って統合力を発揮する健全な市民社会の形成に失敗したというのである。

権威的国家に立ち向かう少数強力な社会運動団体はあったが、それは民族解放と反独裁民主化運動を前に進めさせたに過ぎなく、多数の市民が自ら参加し、行動する市民社会の構築には大きな役割を果たせなかったという。それ上に、急激な都市化による移農や地域共同体社会の崩壊、小家族化なども韓国の市民社会構築に妨げとなった。韓国の市民運動が急成長するにつれ、社会に占めるその役割や機能も大きくなったにもかかわらず、「市民なき市民運動」という批判を受けたのも、このような歴史的背景によるものだったといえる。しかし、このような二つの運動論は相互対立するのではなく、その有意味性において、一つがほかの一つの上に立っているともいえない。むしろ、相互補完の必要性が取り上げられているのが現実である。韓国の市民環境運動は矛盾が重なった、厳酷な歴史的・社会的現実の下でも、民主社会建設の土台を形成した根強く、ダイナミックで強い運動性を受け継いでいる。この点は、韓国の市民運動が短い歴史の中でも国民の支持と支援の下で社会運営に参与する重要な一つの柱となっているところからも分かる。ライフスタイルの変化とより積極的な市民の参加、地域及び国レベルの共同体性の回復、そして世界市民意識の形成による健全な市民社会の構築はまだ不十分な状態であるが、これは引き続き進めていく課題として認識するべきである。今も、韓国の多くの市民環境団体は会員や市民を対象に、環境にやさしい、参加に基づいた共同体意識を共有し、広げ、様々な活動を通して市民の価値意識とライフスタイルの転換を呼びかけるなどとして、その課題に取り組んでいる。

民主化運動の時期につながる初期市民運動も、政府との関係は一部の政府支援により成立・運営されていた官弁団体を除いては、対立的で、批判・抵抗の性格を持っていたが、1990年代以降の市民運動の展開が本格的になってからかなりの変化を見せている。未だ問題の残っている政府政策への反対と批判を通して、政策変化を要求する市民運動が展開されるケースが多かったが、これと並行して、他の形態の活動も現れた。これは、市民団体が代案を作り提示しようとする活動と、政府の政策立案及び執行の過程における参加活

動、政府委託事業の遂行、そして市民の価値意識とライフスタイルの転換を促す自体的活動のスタートから現れた。市民団体の代案作りの活動は実効上の多くの限界にもかかわらず、過程自体において研究と討論、世論をまとめる活動が増加し、ここに政府関係者も、当事者乃至専門家として参加するケースも生じたことで、変化をもたらしたのである。

1990年代には、政治的な政権交替で文民政府と国民の政府がスタートし、民主化が進むにつれ、大意の民主主義の限界を乗り越えようとする試みの過程においても、市民の参加を増加させることによって、政府の政策の正当性を確保しようとする試みが進められ、政府の政策決定及び執行過程においての市民団体の参加も見られるようになった。政策決定の過程においての参加は、市民団体が、政府が構成する委員会に参加する形で行われることがもっとも一般的で、急速に増加してきた。

また、過去、一部の官弁団体に限られていた政府の事業や施設運営の委託が中間的で、福祉サービスを直接提供する、より広範な団体にまで拡大され、**advocacy** 的性格が強い活動を行う市民団体にまでも民主共同体意識の増進、環境保全、エネルギー節約、消費者保護、青少年保護、女性開発、身障者保護などの公共事業の委託が公募事業の形で始められた。特に、2000年「非営利民間団体支援法」が施行されることにより、制度化の契機が設けられた。最近には、公正な市場の形成と市場失敗及び企業活動の逆効果を効果的に調整し、導くための政府と市民団体のパートナーシップと協力が行われるケースも現れている。

このように、様々な変化が起きたが、未だその限界ははっきりしている。これは、市民団体の政策決定においての参加がなされる重要な枠である委員会の構成、機能と権限の問題、統合的な接近や中長期的一貫性の保障を排除する対応方法の問題などから総体的に取り上げられる。公募を通じた公共事業も多くの限界を持っている。人件費が支援されないという理由で、活動の専門性と安全性を確保することが難しいという点、支援事業の特性と効用に対しての考慮が不十分なことから、平均的に小額支援へと流れる傾向が多いという点、短期一回性の事業が中心で、中長期的事業と活動が開発されていない点などが主に指摘される問題である。政策への参与ネットワークの形成や、共同の意思決定までには及ばなかった政策参与であり、委託などによる公共事業の遂行も政府と遂行団体のパートナーシップによる事業の発展的推進へと進めない実情である。

韓国の市民団体が、国及び企業との関係で、これまで抵抗、あるいは批判の態勢をみせたのは自らの独立性と正体性の維持問題から生じたことと考えられる。1980年代を通過するにつれ、韓国の市民運動は自分の役割と機能、そして自立的な能力を考えるようになり、今や韓国の市民団体は専門的運動団体としてでも、市民社会の構築と、これに根をおろす団体としてでも、自らの独立性と正体製を確保しはじめた。また、去る2002年からのイラク反戦運動などは韓国の市民運動の質的变化を見せてくれる。過去50年間の冷戦体制に縛られていた韓国社会における反戦平和運動、そのものが冷戦解体及び国内問題から、ユニバーサルな世界市民運動へと進み始めた象徴として評価できる。

今後、このようなプロセスが引き続き進められるならば、韓国の市民団体も政府と企業と

の関係において、過去の独立維持という負担から逃れ、客観的必要性に応じて、より前向きで、積極的な姿勢で批判と牽制はもちろん、パートナーシップと共同生産の協力関係も築いていけると同時に、国際的な問題においてもユニバーサルな価値に基づいた責任のある役割の遂行にも進歩が見られるだろう。

Ⅲ. 韓日両国及び周辺諸国における環境状況と課題

韓日両国及び東アジアの状況は歩んできた不幸な歴史の清算という問題の上に、また、北朝鮮の核問題や域内の深刻な経済不均衡、中国の急速な工業化などが共同の安保と平和、そして環境を脅かしており、世界どの国より綿密な注意と対処が必要な地域である。

韓日の市民社会はこのような地域問題のもっとも深刻な被害者になり得るだけでなく、国内や国家間においても両極化と緊張の葛藤が高い状況で共同の協議と協力を導く役割を果たさなければならない課題を抱えている。

環境保全と持続可能な発展という側面から見ると、日本と韓国の一部はすでに過剰に開発され、中国（韓国の一部も含まれる）は現在、あまりにも急速に開発されており、北朝鮮では飢餓や基本的ニーズすら満たせない低開発がそれぞれ環境を破壊する主な原因となっている。それだけでなく、越境大気汚染及び海洋汚染問題が既に国家間の具体的な懸案になっているのが現状であり、深刻な経済的不均衡及び北朝鮮の核開発や日本と中国の軍備拡大が共同の安保と平和を脅かしている。

一方、これに対応する韓日市民社会の主体的条件は、深刻な現実に対応できる十分な能力を確保していない状況であることが、また問題の厳しさを増している。これは、韓日両国の社着において、国家及び市場と企業活動に比べ、市民社会の相対的な役割と機能の発展が不十分という意味と同様である。韓国の市民社会は、ダイナミック的であるという長所にもかかわらず、市民運動の歴史と経験が浅いということから現れる専門性の不十分さと社会の底流にある健全な市民社会の構築が不十分であるという弱点があり、日本の市民社会は広範な草の根住民運動の活性化にもかかわらず、これを統合して主流の社会公論として作り上げる力が不十分で、国や市場への介入、及び牽制する力を十分に発揮していないという指摘を受けてきた。

市民社会の公論形成が国の政策及び発展方向に及ぼす影響は不十分で、市場と企業活動に対する市民社会の牽制が十分でないという結果は、国益であれ、私益であれ、排他的利益の追求による行為が環境保全などの共同線の追求を押し倒し、不均衡の深化と葛藤を生み出す原因として働くことになる。韓国で、国の政策及び市場と企業活動に対する市民団体の主張と立場に、市民の十分な参加と支持が伴わないケースや、国民の意思が結集されていない状況で国家官僚や巨大資本の理解と立場に対応する民間の立場が目立たない日本の状況は皆このような限界を反映していると考えらるべきである。

そして、これは、環境保全と持続可能な発展を追求する過程においてぶつかるもうひとつ

の重要な制約条件になるのである。韓日両国において、環境が単に環境問題レベルに扱われるだけで、産業政策、国土及び都市開発、SOC 建設、地方行政など開発が行われる分野自体において統合的に扱われない状況は韓日両国の環境保全及び持続可能な発展の現在の限界である。

韓国の引き続き成長優先主義政策、日本の軍備拡充と保守化のほかに、これと関連した市民社会及び市民運動の役割と機能の不十分さが持続可能な発展に難関をもたらし、また、相互協力的推進態勢の構築にも妨げとなっているのである。このような問題は東アジア地域内の国家間の具体的な共同協力事項に対する各国の合理的で、責任のある接近を容易にしない原因となることで、韓日の市民社会が乗り越えるべき最大の課題になる。

IV. 持続可能な発展に向けた市民社会の役割

なぜ、持続可能な開発なのか

我々の暮らしの基盤が段々破壊されていくのが現実であるからである。環境だけではなく、国家間及び国内の不均衡、飢餓と貧困、対立と葛藤が日常化されており、また、そのような問題が再び環境や生態系の持続的な破壊という結果をもたらしているからである。そして、このような問題が繰り返されている地球の物質的限界と人類の精神的限界により、誰もがこの問題から自由でないということを分かっているからである。持続可能な開発は環境だけでなく、格差と貧困、そしてそれにより、また、環境を破壊する低開発の問題を同時に解決する方向から出てきたことである。環境のための開発の排除ではなく、環境と開発の統合であり、また、そのための社会各グループ間、そして国際間協力のシステムとして考案されたことである。

市民社会は何より、この点を社会構成員が共に共有できるようにしなければならないし、国と市場、及び企業であってもこれを認め、応じるように努力しなければならない。環境や開発それぞれに対する選択ではなく、環境と開発の統合であり、これは事実上、選択肢でなく、唯一な道として与えられている現実という点である。市民社会がこれに対する真の寄与をするためには何より、国・市場及び企業がともに社会運営の 3 主体として、そしてガバナンス (governance) の責任のある当事者として、自分の役割を十分に果たせる能力の育成が必要である。

韓国の NGO は何より、これまで草創期活動の制約要因であった独立性と正体制の是非と不安定を取り除き、自由になることが至急である。財政の安全性、そして透明性の確立がキーポイントであるが、これは国及び市場と企業などに対する牽制と、あるいはより自信のあるパートナーシップと共同協力の基礎となる。次には、自らの意識と専門性の強化、世論形成とキャンペーン及びアクション活動能力の育成、そして持続可能な発展とその妨げになるものに対する情報システム構築などが必要である。健全な市民社会の構築が不十分な現実を乗り越え、市民の自覚と参加を呼びかけるためにはライフスタイル、代案的ライ

フスタイルに共感を拡大する課題が重要である。意識と実践をともに強調できる教育方法論の開発、一般教育以外に、機関・団体・グループのリーダーに対する教育、消費者教育及びこれらに影響を及ぼす媒体との協力にも注意を払う必要がある。

日本の場合は、市民運動の代表性の強化が必要であると思われる。これは、一朝一夕にできることではなく、過剰の場合は否定的な結果をもたらし得るが、思案によっては自ら全体を代弁しようとする責任感の自任と、地域と部門の多様性の中においても国と市場の変化に対応して、日本社会の大きな流れを形成する必要がある事項に対しての重要性の判断を共有し、連帯により集中させる努力の必要性についても考える余地はある。

もちろん、このような能力の強化は究極的に大衆との連携を通じて市民社会の正しい公論を形成することによって、政府には政策の代案を提示できるし、企業には社会発展と環境のための企業の寄与レベルを明らかにし、企業と市場に対する大衆の態度と要求をリーダーできなければならない。消費者が世を変えることができるのと同じく、大衆の選択と要求が政府と企業を裏でコントロールできる状況が健全な市民社会の実現であり、市民運動家の夢である。政府にはまず、国家目標レベルで成長優先主義の廃棄、持続可能な発展戦略への代替などに関する、真の意味のパラダイム転換に関する実質的で、具体的なプロセスを公開的な形で直ちに始めなければならないということを要求していくべきである。これは、これ以上環境が政府政策のデコレーションになってはならないという意味と同じく、環境が環境部門の事で個別化、部分化され、大規模の環境を破壊する開発政策は開発部門の固有のことで、相次ぐ問題の止揚のための措置が重要である。韓日両国の持続可能な発展委員会は統合的政策の立案と推進問題に特別な対応力をはつきしなければならないが、これはまた、実質的には市民社会の発展に頼るしかない思案ともいえる。

ここで、より特別に強調しておきたいことは、政府に対応する活動に比べ、見逃されている市場と企業に対する対応活動である。これは、韓日両国の発展された経済体制と企業能力を考えれば、さらに必要な要因になる。リオ・サミット以降の主要世界の動向中の一つもやはり、「統制なき統制」として企業活動に働く市民社会の役割と機能に注目している。これは、特に UNED-UK 委員会の研究報告書によく指摘されている。

国際、あるいは国家政策と法制は経済活動の戦略的枠を提供する非常に重要なことであるが、環境・労働分野の国際協約や国家法制を作るのはとても難しい。イギリスなど西ヨーロッパの市民社会はこれを機に「統制なき統制」として機能し、経営が国際レベルを遵守するようにしており、大衆が個々の会社に対して社会における役割を期待しているということを見せてくれた。公正な貿易運動を通して、開発途上国の生産者を保護し、公正な価値、適切な労働条件などを創出するようにしたのである。今や市民社会で関心をもつ持続可能な発展と関連した経営問題は企業としても無視できなくなり、このような挑戦に対する企業の反応は今や新たな企業競争の一時の手段となっており、ナイキ、リボク、アヂダスは彼らの生産ラインで育児労働のような問題を排除するという約束などで公開的に競争している。

市民社会は企業と市場に対する市民社会の牽制と「統制なき統制」は自然なことで、企業の経営が持続可能な発展に資する競争力を維持するためにはこれを励まし、促進できる透明性及び統合管理と、これに向けた経営統制などを受け取るように要求しなければならない。透明性の内容で要求されることは企業活動の環境的影響、社会的影響、全体的・経済的効率性などで市民社会が企業の持続可能性を評価できるものにならない。企業の不適切な社会的・環境的影響とそれに対する市民団体の対応とマスコミの否定的報道は企業の名誉を乱し得るし、今日のような競争が激しい競争市場においてこれは名誉以上の重要な経営危機へと発展し得るのである。今は、株主らも徐々にこのような問題を理解するようになり、これに基づいて株を買うか売るかを決めるようになった。イギリスの株式市場は既にこのような事項を上場条件として作っており、今やイギリスの資本市場に近づこうとする企業は社会的・環境的問題において彼らの効率性に関しての情報を公開するように要求されている。現在まではロンドンだけがこれを採択した株式市場であるが、国際的投資家たちは既にバンコックやクアラルンプールに上場した企業の労働条件について問い合わせる。投資の義務事項を遂行するために企業は、過去においては単に社会・環境問題として分類された問題に対しても、課題を設定し、成果を上げなければならなくなった。このような変化に追っかけ、対応するために、市民社会は企業の透明性と持続可能性の報告の義務化や、それに対しての評価を通じて、市民社会は投資家、消費者がこれを分かるようにし、それに応じた市場の反応を得るようにすることで、アジェンダ 21 に明示された持続可能な発展に向けた企業の役割と機能及び寄与を考えるように活動を行わなければならない。

市民団体は企業活動の批判者や邪魔者であるからではなく、経営が常に注目している政府規制や市場と市民の選択及び要求の変化に介入し、働くことを固有の役割として自任する存在である。長い目で持続可能な発展の競争力を確保しようとする企業は、今や市民団体が自分の役割と機能をよりよく遂行できるように助けるのが企業経営にも役に立つことであるということを知っている。アジア、アフリカの子供たちの指をぐちゃぐちゃにして、苦痛を強いたサッカー・ボール製作もそこでは違法ではなかったし、このような野蛮的労働の中止も法的な義務として強いられたのではない。ただ、法的義務とは別に市民社会と市場から改善を要求され、また企業のこのような自発的決定が歓迎されたことが重要である。まさにこれが市民社会の「統制なき統制 (Regulating without Regulation)」であり、また、現実なのである。

次は、東アジア地域レベルの具体的協力の必要性である。既に市民社会が国家と市場及び企業に対する自分の役割を果たすことで、国際的な問題にも介入し、変化を追っかける実例を見たが、東アジアの状況はより具体的な課題を提起している。

中国の砂漠化と急送な工業化による環境破壊と大気及び海洋汚染物質の排出は中国だけでの問題ではなく、森林の荒廃化と繰り返される洪水及び干ばつの被害をもたらす、環境破壊の重要要因になっている北朝鮮の飢餓と低開発問題も彼らだけの問題ではない。

そして域内の共同安保と平和を脅かすと同時に共同協力の決定的な妨げをもたらしている北朝鮮の核開発問題や、日本と中国の軍備拡充がもたらす問題の克服もまた韓日の市民社会が直面している問題である。

既に初期的対応は始まったが、中国の環境破壊と北朝鮮の破局的経済状況についてはただ援助や人道的レベルの問題ではなく、韓日市民社会が直面したもうひとつの自己問題として認識し、対応していくことが要求される。

(以上)